

町道民税および所得税の申告相談が始まります

申告期間：2月16日(木)～3月15日(水)

確定申告の時期が迫ってきました。下記の内容を参考に準備を進めていただき、期間中に済まされますようお願いいたします。

なお、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、滞在時間の短縮にご理解とご協力をお願いいたします。事業所得の収支内訳書や医療費の集計ができていない場合は、順番を後回しとさせていただく場合がありますのでご了承ください。

来庁前には検温を行い、発熱、体調不良の場合は来庁をお控えいただきますようお願いいたします。

所得税の確定申告について

【確定申告が必要な方の例】

①農業や営業などの事業を営んでいる方や不動産所得、一時所得、配当、不動産の譲渡などがあり、その所得の合計が所得控除の合計額を超える方

②年末調整を受けた給与以外に所得が20万円を超えるまたは年末調整を受けた給与以外の給与収入が20万円を超える方

【確定申告ができる方】

①各種所得控除の追加や修正により、源泉徴収された所得税が戻ってくる方

②勤務先で年末調整を受けておられず、申告すると源泉徴収された所得税が戻ってくる方

【確定申告不要制度】

公的年金受給者の方は、年金収入400万円以下で他の所得が20万円以下の場合は確定申告をする必要はありません。

※所得税の還付を受けるためには、確定申告をする必要があります。

【申告に必要なもの】

①本人確認ができるもの（運転免許証、マイナンバーカードなど）

②本人のマイナンバーがわかるもの（通知カード、マイナンバーが記載された住民票など）

③給与、年金などの源泉徴収票（原本）

④収支内訳書（営業所得、農業所得や不動産所得がある方）

⑤生命保険などの満期金や定期年金の給付額がわかるもの

⑥各種所得控除（社会保険料、生命保険料、地震保険料、医療費、雑損控除など）の支払証明書、領収書、障害者手帳など

⑦本人の預貯金口座がわかるもの（所得税の振替、還付金受け取りのため）

⑧税務署から送られてきた確定申告の案内通知など予定納税の金額がわかるもの（該当の方のみ）

【ご注意ください】

①農業所得、事業所得

・収支内訳書を作成してからお越しください。

・減価償却費の計算やご不明な点は税務住民課へお問い合わせください。

・収支内訳書の様式は、国税庁のホームページに掲載されています。

②社会保険料控除

国民年金保険料は、日本年金機構が発行する「社会保険料控除証明書」を添付

してください。

③医療費控除

・ご本人や生計同一のご家族のために支払った医療費が対象です。

・医療費控除の明細書を添付する必要がありますので、支払った医療費の合計金額を、個人、病院ごとに集計してからお越しください。医療費控除の明細書は、国税庁のホームページに掲載されています。

・保険などで補填される金額は医療費から差し引かなくてはなりません。

・眼鏡、補聴器の費用は医師による診療や治療を受けるために直接必要な購入費用のみ医療費控除の対象となります。

・予防接種や健康診断、人間ドックの費用は、原則として医療費控除の対象にはなりません。

・おむつ代の医療費控除を受けるときは、医師が発行する「おむつ使用証明書」が必要です。

・税務署から領収書の提示を求められる場合がありますので、5年間は領収書を大切に保存してください。

④障害者控除

障害者手帳をお持ちでない場合でも要

介護認定を受けている方は障害者控除に該当する場合があります。この場合、健康福祉課が発行する「障害者控除対象者